

て、発券銀行の発行準備としての金、および増産を見込んだ新産金をすべて、文字どおりかき集めるという苦肉の策を前提としたものであった。しかし、その後における日中戦争の拡大は、国際収支の赤字を、この調査が限界と考えた以上に大きなものとした。⁽⁸⁾つまり、わが国の経済は、この調査が予想した以上のテンポで、戦時経済の矛盾を拡大していったというのが、その後の現実の姿であった。

- (1) この事件を発端とする戦争は当初「蘆溝橋事変」、次いで「北支事件」と呼ばれ、その後「支那事変」と改称されたが、本書では近年における学界の用例に従い「日中戦争」とした。
- (2) 江口圭一「日中戦争の全面化」(前掲『日本歴史20』近代7、所収) 148~149ページ。
- (3) 8月9日、上海で日本海軍陸戦隊の将校と水兵各1名が殺害されたという事件。これによって日中間の緊張は一挙に高まり、戦乱が上海に拡大した。
- (4) 前掲「日本銀行調査月報」昭和12年9月、452ページ。
- (5) 日本銀行保有資料『昭和十二年八月支店長会議関係書類』。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (6) 前掲「日本銀行調査月報」昭和12年7月、426ページ。
- (7) 前掲『日本金融史資料』昭和編第29巻、昭和46年、88~97ページ。
- (8) 昭和12年~16年における新産金量（日本銀行および政府の新産金買上げ量）は合計24万2875キログラムで、これを当時の金の増産計画と比較すると、約3割下回っていた。
- (9) 昭和12年~16年における国際収支（IMF方式）の赤字は、経常収支で年平均7.2億円、総合収支で同じく5.5億円に達した（山沢逸平・山本有造『貿易と国際収支』（「長期経済統計」14）東洋経済新報社、昭和54年、236~237ページ）。

(3) 日中戦争勃発に伴う金融・為替措置

金融面の措置

日中戦争の勃発によって、金融面に要請されたことは、まず資金の潤沢な供給であった。⁽¹⁾それは国債発行、軍需生産を円滑に進めるための当然の要請であった。このために本行および政府（預金部）は以下で述べるような多くの措置を実施した（なお日中戦争勃発に伴う金融面の措置としては、昭和12年9月の「臨時資金調整法」制定が重要な意味を持っているが、これについては後述する）。

イ、公定歩合の一部引下げ

本行は昭和12年（1937年）7月および同年9月の2度にわたり、国債消化促進を目的として公定歩合の一部引下げを実施した。まず第1回目は7月14日に「国債を抵当とする貸付利子及国債を保証とする手形割引歩合」ならびに「当座貸越及コルレスポンデンス貸越利子」を日歩1厘引き下げるなどを決定して翌15日より実施した。第2回目は9月20日に「当座貸越及コルレスポンデンス貸越利子」のみについて、同じく日歩1厘引き下げるなどを決定し、翌21日から実施した。これらの引下げ理由について本行は次のように説明している。

○ 昭和12年7月の引下げ

日本銀行は從来国債を以てする資金融通に付ては種々便宜の措置を講じ来りしが、現下の金融界及経済界の情勢に鑑み其の融通に一層の利便を与ふるの趣旨を以て、今回国債担保貸出の最低利率を一厘方引下げて商業手形割引歩合と同率に日歩九厘とし、又当座貸越及コルレスポンデンス貸越の担保品は国債なるが故に、其利率も一厘方引下げて日歩1銭2厘に改め本月十五日より実行することとせり。日本銀行公定歩合全体の引下げにあらざるを以て、其他の貸出歩合は従前の通りとす。⁽²⁾

○ 昭和12年9月の引下げ

当貸の利用増加せる為囊に極度額の拡張を行ひたるが、当貸利子が国債担保との間に三厘の開きあるは大に過ぐるを以て、一厘引下げを行ひ二厘開きと為せるものなり。⁽³⁾

当時国債の応募者利回りは、上記公定歩合引下げ以前の本行の国債担保割引貸付利子（日歩1銭=3.65%）とほぼ同水準であったが、本行の貸付利子は期間両入りで計算されるので、国債を担保として本行から借入れを行う市中銀行にとっては、逆鞘になる場合が多かった。このため、資金調達を必要とする市中銀行が、国債を担保とする本行借入れに依存するよりも、その保有国債を市場へ売却する方法を選ぶことになる結果、国債の市中相場が低落するのを恐れたことが、昭和12年7月の公定歩合引下げの具体的理由であった。

以上2度にわたる公定歩合の一部引下げの結果、昭和12年9月21日以降における本行公定歩合は次のようになつたが、昭和2年3月に商業手形割引歩合と国債担保の割引・貸付利子との間に格差を設けて明確な商業手形優遇方針を復活させてから10年にして、この方針は再び崩れたわけである。

商業手形割引歩合……日歩 9 厘

国債を抵当とする貸付利子および国債を保証とする手形割引歩合……日歩最低 9 厘、最高 1 錢 2 厘

国債以外のものを抵当とする貸付利子および国債以外のものを保証とする手形割引歩合……日歩最低 1 錢 1 厘、最高 1 錢 4 厘

当座貸越およびコルレスポンデンス貸越利子……日歩 1 錢 1 厘

ロ、本行取引先の拡張

結城総裁は、昭和12年7月27日の就任直後、「本行としては支那事変勃発後の時局に処するため国債の消化と金融統制力の増大とを計つて従来の取引先厳選方針を緩和し、商業銀行に限らず貯蓄銀行に対しても希望に応じて取引先を拡大していく」という方針を明らかにした。このなかで貯蓄銀行との取引開始を積極的に認めようとしたのは、従来の本行の

方針とは著しく異なるものであった。これまで本行は、貯蓄銀行との取引開始をいわば例外的措置として扱ってきており、昭和11年末現在でも貯蓄銀行(74行)中、本行取引先は9行にすぎなかったからである。こうして本行の取引先厳選方針は修正され、この結果、昭和12年中、本行取引先は27行増加した(表1-8)。

ハ、当座貸越限度額の拡張

前述の昭和12年9月の本行当座貸越利子等の引下げに関する本行説明文の中で述べている「当貸の……極度額の拡張」というのは、日中戦争勃発直後から準備を進め、この当座貸越利子等の引下げ当時、すでに内定していたものである。当時の取引先に対する当座貸越極度額は、契約締結後、相当年月を経過したもののが少なくなかったが、その後取引先の規模もかなり大きくなり、極度額が実情に即さなくなったということから、昭和12年7月から取引先の希望を聴取したうえ

表 1-8 日本銀行取引先行社数

昭 和	11年末	12年末	年間增減(△)数
特 殊 銀 行	9	7	△ 2
普 通 銀 行	137	144	7
貯 蓄 銀 行	9	25	16
信 託 会 社	8	9	1
ビルブローカー	5	6	1
そ の 他	16	20	4
計	184	211	27

(注) 特殊銀行の減少は農工銀行が合併されたため。

(出所) 日本銀行調査局「支那事変勃発後の金融対策」

(前掲『日本金融史資料』昭和編第30巻所収)

104~105ページ。

で、同年10月に新極度額を決定し、また同時に当座貸越取引先も若干拡大した。これによって新しく決定された当座貸越極度額の総額（横浜正金銀行の400万円を除く）は、新規取引先の分（350万円）を含め、2165万円となつたが、これはそれまでの極度額の約2.3倍であった。⁽⁵⁾

表 1-9 本行当座貸越の利用状況と極度額
(単位:千円)

昭和年	年間貸付額	年末残高	約定極度金額(年末)
7	322,331	29	13,770
8	221,704	—	13,770
9	318,137	92	13,030
10	255,364	570	13,160
11	216,635	—	13,160
12	203,828	39	29,290

(出所) 大蔵省「銀行局年報」(前掲『日本金融史資料』昭和編第3巻～4巻、昭和37年、所収)により作成。

ただ当時、本行取引先の当座貸越の利用が急増しているという事実はなく、したがって極度額拡張について差し迫った必要があったとは思われない(表1-9)。事実この措置は、取引先からの希望というよりは、むしろ本行側から、取引先に積極的に働きかけることによって実現したもののようにある。こうした経緯からも推測されるように、本行は日中戦争勃

発という新しい事態を迎えて、非常の際に応急の対策をとりうる態勢を整備するという観点から、この措置を講じたものといふことができる。

ニ、売戻条件付国債買入れと無条件国債買入れ

昭和10年10月、本行は「売戻約款付国債買入」(以下「売戻条件付国債買入れ」という)に関する取扱要項を定めた。その概要は以下のようなものであった。⁽⁶⁾

- ① 取引の相手方は本行手形割引取引先の銀行に限る。
- ② この取引は相手方銀行の一時的な資金繰りの必要に基づくもので、かつその売戻しの履行が確実な場合に行う。
- ③ 買入れ対象の国債は内国債(大蔵省証券、米穀証券を除く)に限る。
- ④ 各銀行別に買入限度額を設ける。その限度額は各銀行の前半期末における所有内国債の2割(貯蓄銀行については1割)とする。ただし最低額を30万円、最高額を2000万円とする。
- ⑤ 売戻期間は3日以上15日以内とし、あらかじめ売戻日を定めておくことにする。

すでに述べたように本行の対市中国債売却は、昭和10年下期ごろから産業界の

資金需要台頭によつてしまいに困難になつてゐたが、本行はそうした金融情勢の変化に対処して、上記売戻条件付国債買入れを制度化したのであった。この操作は主として月末・期末等の季節的金融繁忙期における取引先銀行の資金繰りを助けるという役割を演じた。⁽⁷⁾ 当時市中の大銀行は本行からの借入れを避けようとする態度が強かつたが、この方式によれば形式上は借入れと異なるため、市中銀行側が本行信用を受けやすくなるという観点から、この措置がとられたものであつた。

前述のように日中戦争の勃発に伴つて金融の緩和が要請されたが、現実の金融情勢はむしろ引締まりの傾向にあつた。本行の政策態度は当然金融緩和を進めようとするものであったが、金融界には先行きに対する警戒感があつたものと思われる。日中戦争勃発直後の昭和12年8月に開かれた支店長会議では本行取引先が本行貸出に依存することを好まない傾向があるのを是正したいといった発言すらみられた。⁽⁸⁾ 本行の政策スタンスが市場の実勢に反映されないことに対する、いらだちを感じさせる発言であったといえよう。当時の環境のもとでこうした雰囲気が行内に醸成されたことはそれなりに理解されるものの、このような考え方が危険なものであったことはいうまでもなく、その後の歴史で明らかにされたところであった。以上のような状況から本行は8月10日に前述の売戻条件付国債買入れと並行して、以下の要領により売戻条件なしの長期国債買入れ（無条件国債買入れ）を行うことにした。⁽⁹⁾

- ① 取引先銀行および信託会社で、その所有国債の売却を希望する場合には、その買入れに応ずる。
- ② 買入れの対象とする国債の種類は三分半利国庫債券に限る。
- ③ 買入価格は時価による。

ホ、日本興業銀行に対する生産力拡充資金供給

昭和12年の初めごろから政府の重要政策として強調されるようになつてゐた「生産力拡充」は、日中戦争の勃発によって、いわば至上命題となり、これに即応する金融体制を整備することもまた緊急な課題となつた。前述したように、日本興業銀行は昭和5年9月の結城総裁就任以来、政府や本行の支援の下に、政策

金融に積極的な姿勢を示していたが、この生産力拡充のための金融においても、同行はその中心的役割を演ずることになった。

まず政府は預金部資金を利用して、日中戦争勃発前の昭和12年6月18日、日本興業銀行に対し、1000万円の融資（年利4%）を行った。これは当時、生産力拡充のための資金需要が旺盛であったにもかかわらず、市中銀行にそれに応ずる余裕がなく、他方起債市場も著しく不振となっていたためである。そして翌19日にも1000万円、さらに9月中にも3回、各1000万円、同様の趣旨で、預金部資金を利用⁽¹⁰⁾して日本興業銀行に対し融資を実行した（通計5000万円）。

本行も生産力拡充資金の供給を援助する観点から、同年8月、日本興業銀行に⁽¹¹⁾対し、次のような要領で特別融通を実施することにしたが、これは一種のひも付き融資で、実質的には事業会社に対する産業資金供給であった。

- ① 担保……日本興業銀行の時局緊要事業会社に対する社債前貸手形等。
- ② 資金の使途……担保手形の支払人である事業会社に対する融通のみに限定し、他への流用を認めない。
- ③ 金利……日歩1銭1厘（年利4.015%）。
- ④ 返済……手形支払人である事業会社が社債を発行または日本興業銀行の債券発行が可能となったときは、その代わり金をもって返済にあてる。
- ⑤ 必要書類……手形支払人である事業会社の生産力拡充計画に関する説明書の提出を要する。

この融資は8月23日に最初の案件が承認され、同年末までに15件、合計1億3900万円の融資が承認（実行ベースでは1億2200万円）された（表1-10）。

昭和13年に入ると起債市場は好転し、日本興業銀行の所要資金は全面的に債券の公募によって調達することが可能とみられるようになった。そこで本行は上記の特別融通方式を改め、同行が生産力拡充資金の供給によって、一時的に資金不足に陥った場合に、同行保有の事業会社支払手形を担保として融通することになり、その際事業会社の事業計画等に関する資料提出は不要とした。これは本行が実質的には企業に対し設備資金を直接供給する（形式的には間接的であるが）形から、日本興業銀行の一時的な資金不足を補填する形に改めたという意味で、中

表 1-10 生産力拡充資金特別融通の実績

(単位:千円)

承認日 昭和・年月日	被融通会社	融通承認額	融資実行額	資金の主要使途
12. 8. 23	古河電気工業	5,000	5,000	製銅・伸銅設備の補強と拡張資金(15,000)
8. 27	昭和鉱業	5,000	3,000	粗銅製錬設備の新設と拡張資金(7,000)
8. 30	石川島造船所	3,000	3,000	造船造機設備の拡張と飛行機部品工場の新設資金(3,000)
"	石川島芝浦タービン	2,000	2,000	工作機械工場の建設資金(3,000)
9. 6	日産自動車	20,000	20,000	自動車工場の拡張資金(25,000)
"	日本化学工業	20,000	20,000	化学薬品工場の新設と拡張資金(26,000)
9. 13	日本電気	15,000	15,000	電気機械工場設備の拡張資金(26,000)
9. 20	中島飛行機	9,500	9,500	機体および発動機工場の拡張資金(39,000)
9. 28	東京電気	10,000	10,000	電気器具工場の拡張ならびに合金鉄工場の建設資金(19,000)
10. 26	日本窒素肥料	10,000	10,000	製鉄、製鋼、アルミ工場の建設資金(26,000)
10. 28	日本産業	10,000	10,000	同社所有日立製作所株式払込資金(10,000)
11. 8	理研ピストンリング	3,500	3,500	工場拡張新設資金借入金(7,400)の借換資金
11. 9	日本鉱業	20,000	5,000	金、鉛、亜鉛、硫酸等の増産のための鉱山、精錬所の新設・拡張資金(31,000)
11. 17	明電舎	3,000	3,000	電気機械工場買収、改造ならびに建設資金(3,000)
"	富士電機製造	3,000	3,000	兵器工場の拡張と傍系会社株式払込資金(3,000)
合計	15 社	139,000	122,000	

(注) かっこ内は所要資金額。

(出所) 日本銀行保有資料。

央銀行貸出本来の姿に戻ったということができよう。

なお、政府は昭和12年8月に設置された後述の金資金特別会計の資金により、11月25日以降年末まで、3億7800万円の興業債券特別引受を行った。日本興業銀行はこの代わり金によって預金部からの借入れ9700万円（うち5000万円は前記生

産力拡充資金)、本行の特別融通1億2200万円を返済した。⁽¹³⁾

ヘ、短資市場緩和策

前述のように日中戦争勃発直後の短資市場は一転して引締まりの様相を呈したが、本行は既述のような各種の金融緩和措置を講じてこれに対処したほか、市中から借換米穀証券を従来より優遇的なレートで買い戻すとともに、代理店預け金の引揚げについても、かなり手心を加えるという操作などを行った。前者の措置は、従来借換米穀証券を買い戻す際のレートとして公定歩合(商業手形割引歩合——昭和12年、日歩9厘)を適用していたのを改め、翌日物コール・レートの状況を考慮し、同証券の原割引日歩(昭和12年中、日歩6厘7毛5糸)に近いレートを適用することにしたものである。一方政府は前年11月～12月の措置に引き続き、昭和12年にも再び預金部資金を利用して8月12日以降、日本興業銀行を通じ、コール市場に資金を放出した。その残高を月末ベースでみると、8月末で3000万円、9月末では2000万円に減少したものの、その後漸増して年末には1億円もの多額に達したが、⁽¹⁴⁾金融調節の二元化をもたらす異常な事態が、このようにいわば常態化するような状況になったことは見逃すことができない(なおこの資金は13年1月中に全額回収)。

このように直接、間接にいろいろな措置が実施された結果、9月に入ると短資市場は再び緩和し、その後年末に向かってもそうした緩和基調が維持された。

政府の国債消化策

日中戦争の勃発によって国債発行のいっそうの増大が予想されたにもかかわらず、他方本行引受け国債の対市中売却はしだいに困難となっていたから、国債を市中に円滑に保有させるための措置を講ずる必要はますます強まった。すでに述べた本行の金融緩和策、とくに公定歩合のうち「国債を抵当とする貸付利子及国債を保証とする手形割引歩合」の引下げや市中からの国債買入れ措置の実施はそうした要請にこたえるものであったが、政府もまた次のような国債消化促進措置をとった。

イ、政府資金による国債の市場買入れ

政府は昭和11年11月、預金部資金をもって本行（日興証券株式会社経由）を通じ、市場から三分半利国庫債券を買い入れた。この操作はその後毎月続けられたが、翌12年10月からは、後述の金資金特別会計資金に引き継がれた。この間簡易保険局および専売局共済組合による国債買入れも行われたので、これら政府関係資金による国債買入れは、全体で昭和11年中に392万円、同12年中に9386万円に達した（表1-11）。国債相場は、一般的な金融緩和策に加え、こうした買入れ操作を含む各種の価格維持操作の効果もあって12年の年末に向かってしだいに回復したので、この買入れ操作は同年11月をもって打ち切られた。⁽¹⁶⁾

表 1-11 政府関係資金による国債の市中買入れ

(単位：千円)

昭 和	預金部資金	簡易保険局	専 売 局 共済組合	金 資 金 特 別 会 計 資 金	合 計
11年11月	40				40
12月	3,881				3,881
11年計	3,921				3,921
12年1月	500				500
2月	3,730				3,730
3月	5,430				5,430
4月	23,051				23,051
5月	7,020				7,020
6月	12,150	9,000	300		21,450
7月	5,520	1,000			6,520
8月	12,690				12,690
9月	10,290				10,290
10月				2,910	2,910
11月				270	270
12年計	80,381	10,000	300	3,180	93,861

(出所) 前掲「支那事変勃発後の金融対策」105ページ。

ロ、国債の郵便局売出しおよび貯蓄債券の発行

日中戦争勃発以後にみられる国債消化策の特色の一つとして、個人の零細貯蓄を国債消化に動員しようとする措置がとられた。

その第1は国債の郵便局売出しの再開である。この国債発行方式は、大正8年（1919年）に国債の大衆化のための手段として考案されたもので、同年7月から実施され、昭和2年まで続いたが、政府は日中戦争の長期化が予想される状況の

中で、国債消化と貯蓄奨励の一環として、この国債の郵便局売出しの再開を決定した。その第1回売出しほは、昭和12年11月16日から同月30日まで行われた。その銘柄は昭和12年11月16日発行の三分半利国庫債券（る号）で、本行引受け分1億円（発行総額2億円のうち、1億円は預金部引受け）のうちから全国の郵便局を通じて一般に売り出され、結局6800万円が売却された。昭和12年中の郵便局売出しほはこれだけであったが、翌13年以降はほぼ毎月のようにこの方式による国債売却が行われ、それが廢止されたのは終戦後の昭和20年12月⁽¹⁷⁾であった。

第2は貯蓄債券の発行である。これは「臨時資金調整法」の規定により、政府が日本勧業銀行に収入金2億円を限度として貯蓄債券を発行させるとともに、その収入金を大蔵省預金部に預入させ、これを国債等の消化にあてようとするものであった（同法第13条～15条）。その第1回および第2回分として、昭和12年12月16日から22日までの間に合計3000万円（額面、ただし収入金2000万円）の割増金附貯蓄債券が売り出された。⁽¹⁸⁾このような貯蓄債券および類似の債券の発行は昭和13年以降もかなり急ピッチで増加し、戦時期における日本勧業銀行の大きな業務となつた。⁽¹⁹⁾

為替面での措置

イ、為替管理の強化

既述のように「外国為替管理法」が昭和8年5月に施行されてから同法に基づくいくつかの大蔵省令の公布・改正により為替管理は漸次強化され、昭和12年1月には輸入貿易の管理にまで発展した。もっともこの輸入管理措置は当初一時的な措置として7月末をもって廢止される予定であったが、日中戦争の勃発によって7月7日に実施期限が無期限に改められたうえ、その内容も強化された（大蔵省令第23号、貿易上必要な外貨取得のうち、大蔵大臣の許可を要しないものの範囲を月3万円以下の取引から、月1000円以下の取引に縮小）。続いて8月28日の改正（大蔵省令第37号）によって無為替輸入についても大蔵大臣の許可を要することになり、さらに12月11日には、上記の外貨取得の許可不要範囲が再度引き下げられて月100円以下に改められた（大蔵省令第55号）。なお輸出についても物

的資本逃避を防止する見地から、無為替輸出に対する取締まりを強化することになり、前述の12年7月の輸入為替管理の強化と同時に実施された（大蔵省令第21号）。

為替管理に関しては、以上のはか外国旅行者の旅費携帯に対する規制等多くの措置がとられ（12月11日、大蔵省令第53号）、その事務は膨大なものとなった。こうした「外国為替管理法」に基づく許可申請書や各種報告書は、その大部分が本行経由で提出されることになっていた（いわゆる第8号省令）ので、それらの事務負担は結局本行が負うことになった。当時外国為替に関する事務は営業局が担当していたが、以上のように為替管理事務が急増したため、昭和12年11月27日、⁽²⁰⁾ 外国為替局が営業局から分離設置された。

ロ、横浜正金銀行との関係緊密化

本行は横浜正金銀行に対し、その為替業務を支援するため、明治44年（1911年）以降は「外国為替貸付金」という名称で、低利資金の供給を続けてきた。その貸付条件等については、その時々の情勢によって改正されてきたが、昭和11年末現在における貸付利率は次のようになっていた。

貸付残高1500万円まで……年2%

貸付残高1500万円超1億円まで……本行最低利子（商業手形割引歩合）

貸付残高1億円超……5000万円ごとに本行商業手形割引歩合に日歩1厘を加算
以上の貸付利子は昭和12年に入り2度にわたり改定された。これは当時の輸入急増に伴う横浜正金銀行の輸入手形持高の著増、昭和12年3月以降における金現送再開に伴う同行に対する金の払下げ等に対処して同行に対する資金供与の優遇度を一段と高めたものであった。第1回目の改定は日中戦争勃発前の同年1月25日から実施され、前記第3項の日歩1厘加算について5000万円ごとを1億円ごとに改めた。第2回目の改定は日中戦争勃発後の同年9月18日から実施され、貸付残高1500万円を超える金額につき、制限なく一律に本行の公定最低歩合を適用することにした。⁽²¹⁾

本行と横浜正金銀行の関係については、さらに人的な面からも、その緊密化が図られた。すなわち昭和12年7月、政府は議会に「横浜正金銀行条例中改正法律

案」を提出したが、その内容は大蔵大臣が必要と考える場合には横浜正金銀行副頭取を1名増員し、そのポストを本行理事の兼任とすることができるというものであった。8月2日の衆議院において、政府委員（太田正孝大蔵政務次官）は、⁽²²⁾その趣旨を次のように述べている。

最近我国に於きましては、國際收支に於て相当多額の支払超過を見ますことは免れ難い所でありますので、諸般の為替政策に依り為替相場の維持を図ることが極めて重要なととなつて参つたのであります、之に伴ひまして我国の最も重要な為替銀行たる横浜正金銀行は、今後益々其公共的機能を發揮することが必要とせらるるに至りましたので、同行をして我国金融の中核機関たる日本銀行と緊密なる聯繫の下に立たしめ、其業務に付き金融為替政策の見地から遺憾なきを期せしむるの要があるのであります、

この議案は議会において格別の反対もなく成立し、8月11日に公布（法律第65号）、9月10日に施行された。なおこの「横浜正金銀行条例中改正法律」附則により「日本銀行条例」第17条が改正され、本行理事の定数は4名から5名に改められた。またこれにより横浜正金銀行副頭取に就任した本行理事は次のとおりである。

昭和12年9月10日～16年11月8日	山 内 静 吾
16年11月29日～20年6月11日	荒 川 昌 二
20年6月11日～20年10月13日	柳 田 誠二郎
20年10月13日～21年6月1日	小 林 正一郎

金に関する措置

日中戦争の勃発によってわが国の輸入超過幅は一段と拡大するものと予想されたから、貿易収支の赤字を決済する手段である金について、いっそう強力な施策が必要となった。このため政府は昭和12年8月11日に「金準備評価法」（法律第60号）、「金資金特別会計法」（法律第61号）、「産金法」（法律第59号）を公布し（いずれも同年8月25日施行）、同時に昭和9年4月制定の「日本銀行金買入法」を廃止する旨の法律（法律第62号「日本銀行金買入法廃止ニ関スル法律」）を公布（昭和13年2月1日施行）した。

このうち「金準備評価法」は、本行の金準備につき、それまでの純金750ミリ

グラム＝1円（「貨幣法」第2条による）を純金290ミリグラム＝1円として評価替えしようとするもので、同時に朝鮮銀行、台湾銀行の金準備についても同様の評価替えが行われることになった（同法第1条）。また「金資金特別会計法」はこの「金準備評価法」によって本行、朝鮮銀行、台湾銀行が政府に納付する金額（評価益）および「日本銀行金買入法」によって本行が政府に納付する金額（同法による本行の利益）をもって、政府が「金資金」を設置し、これを主として為替資金の調整のため金に運用し、また産金の増加を図るためにも使用しようとするものであった（同法第1条～第4条）。かつて明治30年に「貨幣法」の制定により円の金平価が切り下げられ（金の価格を2倍に引上げ）た際、これに伴って本行保有金について生じた評価益は本行内に留保され、政府へは納付しなかったが、この点、評価益のすべてを政府に納付させた今次の措置は、明治30年の事例と著しく異なるものであった。

さらに「産金法」は新産金の採鉱、製錬事業に対し強力な統制権限を政府に与えるとともに（同法第1条～第10条）、金の使用についても制限を加え得ることにし（同法第11条）、金の政府集中を図ろうとするものであった。こうしてその後は金の買入れを政府が行うことになったので、「日本銀行金買入法」は廃止された。ただし「産金法」に基づく金地金買上げに関する事務は、同法と同時に施行された「産金買上規則」（8月24日公布、大蔵省令第32号）により、本行がこれを取り扱うことになった。

すでに述べたように、1931年のイギリスの金本位制停止以降、ロンドン金塊相場は漸騰し、それについて本行の金買入価格も漸次引き上げられてきたから、本行の金の準備充当価格は国内の実勢価格からかい離していた。その上「金準備評価法」による290ミリグラム＝1円という新しい準備充当価格も昭和12年5月に定められた本行の金買入価格（265ミリグラム＝1円）に対して約1割下回るものであったから、この面からいえば今次の措置は必ずしも不当な評価替えとはいえないが、この措置は明治30年以降維持されてきた「貨幣法」で定められた円の金量目を事实上切り下げたことを意味するものであった。⁽²³⁾

さらにこの評価替えのねらいは、単に本行保有金の準備充当価格を当時の実勢

表 1-12 兌換銀行券の発行と準備の状況
(単位:百万円)

昭和 年末	発行高 (A)				正貨準備率 (B/A) %
		正貨準備 發行高 (B)	保証準備 發行高	制限外 發行高	
5	1,436	826	610	490	57.5
7	1,426	425	1,001	1	29.8
9	1,627	466	1,161	161	28.6
11	1,865	548	1,317	317	29.4
12	2,305	801	1,504	504	34.8
13	2,754	501	2,253	553	18.2
14	3,679	501	3,177	977	13.6
15	4,777	501	4,276	2,076	10.5

(注) 昭和12年8月評価替え。

(出所) 日本銀行統計局編『明治以降本邦主要經濟統計』同局、昭和41年。

価格に合わせたという技術的な側面にとどまるものではなかった。すなわち、本行の正貨準備率(年末ベース)は昭和7年以降30%を割る状況が続き、制限外発行高もしだいに大きくなっていたが(表1-12)、当時輸入超過傾向の拡大から金現送を余儀なくされており、今後わが国が本格的な戦時体制に入れば、そう

した傾向は一段と強まると考えざるをえない状況にあった。そこで一方で金現送を続けながら、他方で円に対する信認を維持していくという矛盾した要請にこたえようとして、政府は本行、朝鮮銀行、台湾銀行の金準備を評価替えすることによって差し当たり正貨準備率を高めるとともに(それは全く実体のないものではあったが)、その評価益を国庫に納付させ、その資金を本行からの金買入れや産金奨励のために使用することにより、今後予想される輸入超過をカバーするための現送用金を確保しようとするものであった。⁽²⁴⁾

本行の金準備評価替えは8月25日に実行された。この評価益に「日本銀行金買入法」第6条により政府に納付すべき金額(同法によって買い入れ保有していた金について生ずる利益)を加え、さらにこれから「日本銀行金買入法」第4条による政府の債務(同法によって買い入れた金の買入価格とその金を750ミリグラム=1円として評価した額の差額)および「兌換銀行券条例」による政府の債務(明治23年10月、政府発行紙幣交換基金として政府に貸し付けた法定貸付金)を差し引き、その差額を政府に納付した。政府はこれに朝鮮銀行および台湾銀行からの納付金を合わせた7億5000万円をもって金資金特別会計を設置した。

さらに本行は同じ8月25日に「金準備評価法」第3条による大蔵大臣の命令により金地金9万2843キログラム(うち「日本銀行金買入法」による保有分6342キ

ログラム)、金額にして3億2015万円を政府(金資金特別会計)に売却した。同時に横浜正金銀行に対しても3310万円の金売却を行ったから、この日の本行の金売却は3億5325万円(新評価額による)の多額に上ったが、それにもかかわらず、本行の金準備は、前述の評価替えにより、前日の4億4633万円から8億100万円に増加した。⁽²⁵⁾さらに9月15日には台湾銀行の金準備3169万円、朝鮮銀行の金準備405万円が、また12月17日には台湾銀行の金準備937万円が、いずれも本行経由で金資金特別会計に売却された。このほか金資金特別会計は会計設置の昭和12年8月以降年末までの間に産金6952万円を買い入れたから、同会計が年末までに買い入れた金は、総計4億3477万円に達した。⁽²⁶⁾しかしこのうち4億1808万円は昭和12年中に現送された(表

表 1-13 昭和12年中の金現送

	数 量	時価概算
金資金特別会計設置前 3月～7月	キログラム	千円
115,870	451,790	
同会計設置後 8月～12月	107,986	418,076
合 計	223,856	869,866

(出所) 前掲「支那事変勃発後の金融対策」94～95ページ。

1-13) ので、結局金資金特別会計が買い入れた金は、国内にはほとんど残らなかつた。

- (1) 昭和12年8月の支店長会議における結城總裁の発言(前掲『昭和十二年八月支店長会議関係書類』所収)。
- (2) 前掲『本行利子』昭和5年～16年。
- (3) 同上。ただしこれは支店長への説明文であって、公表されたものではない。なおこの説明文にある当座貸越極度の拡張については後述する。
- (4) 日本銀行保有資料。
- (5) 同上。
- (6) 日本銀行保有資料。なお各行別買入限度はそれほど厳密なものではなく、例えば昭和11年12月、中國銀行に対し特別買入れの措置が認められた。すなわち取扱要項によれば同行に対する買入限度は280万円であったものが、400万円に増額されている。
- (7) 日本銀行調査局「支那事変勃発後の金融対策」(前掲『日本金融史資料』昭和編第30巻所収) 102ページ。
- (8) 前掲『昭和十二年八月支店長会議関係書類』。
- (9) 日本銀行保有資料。
- (10) 前掲「支那事変勃発後の金融対策」93ページ。
- (11) 日本銀行保有資料。

- (12) 同上。
- (13) 前掲「支那事変勃発後の金融対策」98～99ページ。
- (14) 同上、92ページ、104ページ。
- (15) 同上、92ページ。
- (16) 同上、105ページ。
- (17) 日本銀行保有資料。
- (18) 前掲「支那事変勃発後の金融対策」106ページ。
- (19) 日本勵業銀行調査部『日本勵業銀行史』同行、昭和28年、632～642ページ。
- (20) 日本銀行保有資料。
- (21) 日本銀行保有資料。
- (22) 昭和12年8月2日「衆議院、産金法案外六件委員会議録（速記）第二回」（前掲『日本金融史資料』昭和編第16巻、昭和41年、所収）462ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (23) 日本銀行保有資料。
- (24) 昭和12年8月3日「衆議院、産金法案外六件委員会議録（速記）第三回」（前掲『日本金融史資料』昭和編第16巻所収）473～474ページ。
- (25) 日本銀行保有資料。
- (26) 前掲「支那事変勃発後の金融対策」98ページ。

(4) 戦時下における日本経済の推移

戦時経済統制の展開

近衛内閣は発足後間もない昭和12年（1937年）6月15日の閣議において財政経済政策の方針を決定し、これを発表した。⁽¹⁾その内容は①生産力の拡充、②国際収支の適合（現在の表現によれば国際収支の均衡）、③物資需給の調整の3点を中心とする総合的計画の樹立を急務とするものであった。生産力拡充の目的は、いうまでもなく軍需生産の増大を可能にする点にあったが、その場合に国際収支の適合、物資需給の調整という条件が維持されねばならないとするのは、整合的な経済政策としては至極当然なことであった。この当然なことが、事新しく強調されたところに当時の問題があった。すなわち既述のように、昭和12年度予算は軍事費の膨張によって著しく大型化したが、それはすでに悪化傾向にあった物価と

国際収支にいっそう深刻な影響をもたらしつつあり（表1-14）、今後いかに軍需生産の増大をはかろうとしても、もはや予算の増額だけでは事は済まない状況になっていた。それが、国際収支の均衡と物資需給の調整が強調された背景であった。このこと

は、一面からみれば「無謀な国防充実計画に対して、国民経済力の限界を示すもの」であり、他面軍備の充実を前提とすれば、経済の計画化・統制化によって民需を抑制しなければならないことを示すものであった。そしてこの「財政経済3原則」⁽³⁾のねらいはまさに後者にあった。

それから1か月も経過しないうちに始まった日中戦争は、軍事費の急増、国際収支の不均衡拡大の懸念をいっそう大きくした。そこで政府は、同年9月の第72回臨時議会において「臨時資金調整法」、「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」（通称「輸出入品等臨時措置法」、以下通称による）、「軍需工業動員法ノ適用ニ関スル法律」等、一連の統制法案を成立させた。「臨時資金調整法」は後に詳述するように産業設備資金の統制を通じて軍需産業を育成するとともに、消費財産業やサービス産業の設備投資を抑制することを目的としていた。「輸出入品等臨時措置法」（9月10日公布施行、法律第92号）は輸出・輸入に関する統制法規であるが、政府は同法によって輸出入に関連する商品、原材料の生産、加工、流通、保存、消費に関する広範な統制権限を持つことになった。また「軍需工業動員法ノ適用ニ関スル法律」（9月10日公布施行、法律第88号）は、大正7年（1918年）に制定され、これまで発動されたことのなかった「軍需工業動員法」を日中戦争に適用することを定めたもので、これにより政府は軍需関係の工場・施設を管理・使用し、労働力を動員する権限を認められた。⁽⁴⁾

さらに政府は昭和13年春に「国家総動員法」（4月1日公布、法律第55号、5

表 1-14 昭和12年の物価と貿易収支

	卸売物価 期中騰貴率	東京小売物価 期中騰貴率	貨物輸出入 △超
1月～6月 (前年同期)	% (0.8)	% (1.4)	千円 △ 641,319 (△ 314,710)
7月～12月 (前年同期)	1.2 (11.5)	6.4 (3.0)	5,414 (184,536)
年 中 (前年中)	12.2 (12.3)	12.2 (4.4)	△ 635,905 (△ 130,176)

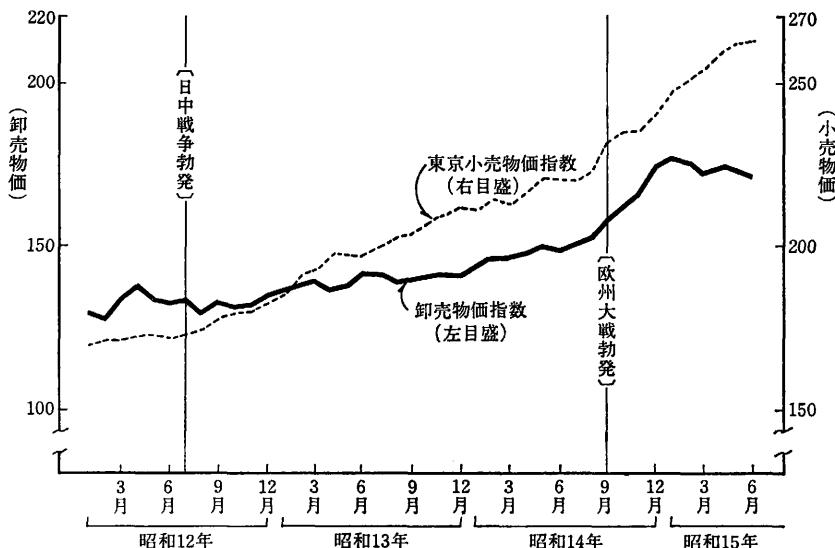
（出所） 卸売物価：前掲『明治20年—昭和37年卸売物価指数』。
東京小売物価・貨物輸出入超：前掲『本邦経済統計』。

月5日施行)を制定した。この法律は労務、物資、事業、出版等、極めて広い範囲についての国家統制を規定したもので、その細目はすべて勅令によるという委任立法であった。いわば政府が広範な国家統制について白紙委任状を得たに等しく、以後政府は勅令・省令の制定だけで経済を統制していくことが可能になったのである。⁽⁵⁾

一方政府は悪化する物価動向に対処して、日中戦争勃発直後の昭和12年8月3日にいわゆる「暴利取締令」(大正6年農商務省令第20号)を全面改正して、取締まりの対象とする行為および品目(8品目→26品目)を拡大し、さらに同年10月以降スフ混紡綿糸、綿花および綿糸等について自主的最高販売価格を設定する制度も実施した。⁽⁶⁾しかし物価は同年秋に一時小康状態を保ったものの、昭和13年に入ると再び騰勢が目立つようになり、上記の自主的最高販売価格に対する違反行為も続出した。このため政府はさらに一段と強力な物価対策をとらざるをえなくなり、同年4月、物価に関する重要事項を調査・審議することを目的とする物価委員会を設けるとともに、その答申をもとにして価格統制を実施することになった。こうして同年5月20日、政府はまず綿糸について、前述の「輸出入品等臨時措置法」に基づく「綿糸販売価格取締規則」(商工省令)を制定して、公定価格を設けた。同様な取締規則はその後、当時価格騰貴の著しいいくつかの商品についても制定されたが、対象商品がだいに広範化すると、一つ一つの物資について省令を制定することは繁雑に過ぎるということから、同年7月9日、一般的な物価統制法規として「物品販売価格取締規則」(商工省令)を制定した。

以上のような物価抑制措置によって物価の騰勢は一時鈍化し、昭和13年の夏から秋口にかけては、幾分弱含みとなったが、その後物価の騰勢は再び強まった(図1-1)。このため14年に入って物価統制は一段と強化されることになり、同年3月に中央物価委員会が整備拡充され、同委員会は4月に新しい物価統制方針に関する「物価統制ノ大綱」を、続いて8月に「物価統制実施要綱」をそれぞれ商工大臣に答申した。これらはその後の物価統制の方向を決定づけた重要なもので、その内容は①従来の物価統制が漠然と日中戦争前の価格水準への引下げを目指していたのを改め、国際収支の均衡確保の観点から国際物価水準を目標にす

図1-1 昭和12年1月～15年6月の物価動向



(注) 卸売物価指数は昭和8年=100、東京小売物価指数は大正3年7月=100。

(出所) 卸売物価指数：前掲『明治20年～昭和37年卸売物価指数』。

東京小売物価指数：前掲『本邦經濟統計』。

る、②従来の局部的な価格公定制度に代え全般的な公定価格制度を実施する、③賃金、利潤、家賃地代、運賃等の価格形成要素にも介入する、などの項目を含んでいた。⁽⁸⁾

ところが、「物価統制実施要綱」が決定されたわずか数日後の9月1日に第2次欧州大戦が勃発し、ヨーロッパの経済情勢は一変した。わが国は、いまや国内の物価上昇要因だけではなく、国際的な物価高騰、海外からの資材入手難といった海外要因による物価上昇を懸念しなければならなくなってしまった。ここにおいて、政府は「国家総動員法」の全面的な発動を決意し、同年10月18日に「価格等統制令」（勅令第703号）を公布（外地を除き10月20日施行）した。この勅令によって、ごく一部の例外を除き、すべての価格が、昭和14年9月18日の水準に釘付けされることになった（この内容から、この勅令は「九・一八停止令」とも呼ばれた）。もっともこの措置は応急的な性格を持っていたので、その後適宜調整され、その結果調整後の価格は「九・一八停止令」による水準を超えたものが多い。⁽⁹⁾

このような強引な価格統制は当然のことながら、売惜しみ、買占め、闇相場の

横行を招くことになった。したがって統制の実効を確保するためには、統制違反に対する取締まりもまた強化しなければならなかった。すでに昭和13年7月、統制違反の摘発を役目とする、いわゆる「経済警察」が発足していた。当時の状況について伊藤英三郎名古屋支店長は昭和14年11月の部局長支店長会議で次のように報告している。⁽¹¹⁾

統制に対する官民の協力円滑ならず違反相当ありて自治的なる統制行はれず、……警察は価格停止令に伴ふ取締の準備に忙殺され統制違反の検挙は減じたるも違反が減りたるにはあらず。

人心は儲けたい一心にして統制を忌み、戦争にも倦みて戦争終了近しと自分の希望を投じた考方をなすもの多し。

一方生産面においても、生産力、とくに軍需産業の生産能力を拡充するための統制や保護が行われた。わが国では日中戦争以前から、産業に対する政府の介入がかなり行われていたが、それはおおむね、大企業においてはカルテル、中小企業においては組合組織を母体とする自治的統制を、政府が支援するという形のものであった。しかし日中戦争勃発以後はこれらのカルテルや組合組織の性格が一変し、政府が生産の割当て、物資の配給といった統制を実施する場合の実施機関⁽¹²⁾となつた。また多くの事業法が制定されて、わが国の産業を戦時経済体制に即応させるように、保護助成を与えるとともに営業の許可制等、強い統制が加えられ、さらに物資別の統制法も制定された。⁽¹³⁾

このように産業統制法規が整備されたほか、前述の「輸出入品等臨時措置法」に基づく省令のかたちで、特定物資について生産を命令し、あるいは逆に設備制限、用途別製造制限等の方法によって生産を抑制するなど、直接生産を統制する措置が講じられた。⁽¹⁴⁾このような生産統制を実施すれば生産を増強する部門では労働力の不足が生じ、他方生産を制限された部門では失業が発生することになる。昭和13年半ばごろから、まず中小企業の転失業問題が重大な社会問題として登場するようになり、政府はその対策に乗り出したが、他方、生産を増強する部門での労働力を確保することもまた重要な課題であったので、政府は「国家総動員法」に基づくいくつかの勅令を公布した。その主なものとしては昭和13年8月に「学

校卒業者使用制限令」、14年1月には「国民職業能力申告令」が制定されたが、さらに同年7月には「国民徵用令」が制定され、政府は労働力の配置転換を強制することができるようになった。⁽¹⁶⁾

以上のような物的統制の強化は通貨・金融の基本的機能を大きく変えるものであったが、これに対応した金融面の措置としては昭和12年9月制定の前述「臨時資金調整法」がその中心となった。この法律は、併行的に実施された本行の起債市場対策とともに設備資金の統制に大きな役割を演じたが、さらに15年10月には後述の「銀行等資金運用令」の制定によって、運転資金についても統制の網がかけられることとなり、ここに全面的な金融統制の時代に入った。⁽¹⁷⁾

以上のような各種経済統制は、昭和15年7月の第2次近衛内閣成立以降、一段と強化された。戦争の長期化と日米関係の悪化が、わが国の経済運営をますます困難にしたからである。まず同年8月27日公布の「関東州、満洲及支那ニ対スル貿易ノ調整ニ関スル件」(商工省令第66号)により、いわゆる「円ブロック」(満州・華北地方)に対する輸出について価格統制が導入されることになった。これは当時円ブロック内の物価が騰貴し、内地との価格差が拡大したため円ブロック向け輸出が急増したのに対処し、それを抑制しようとしたものである。また金融面では「銀行等資金運用令」により、資金統制が運転資金にまで広げられたことはすでに述べた。この間、国民生活の面では同年6月、6大都市において一般家庭用のマッチ・砂糖の配給に切符制が導入されたのを皮切りに、生活必需物資の配給制が全国的に実施された。⁽¹⁸⁾

このような統制強化に伴い混乱や非能率が生ずることも避けえなかった。昭和15年10月の部局長支店長会議において、伊藤名古屋支店長は当時の中京経済界について「一般的な気分としては新体制はどうなるか、国際情勢は如何に変化するかと云ふ様な事を真剣に考へ中には怯えて仕事が手に付かぬ向もあり、総体的に能率は上らぬ模様」と報告している。こうした状況の中で、わが国の対米関係は急速に悪化し、ついにアメリカ・イギリス・オランダにおける本邦資産の凍結、それら諸国からの重要物資の輸入途絶へと発展するに至り、わが国経済をいっそく苦境に追いやることになった。⁽¹⁹⁾

日中戦争下の経済情勢

昭和12年の日中戦争勃発以降におけるわが国経済の推移につき、上記のような経済統制の下で、政府が意図したように①生産を拡大できたか、②物価の安定を確保できたか、③国際収支の均衡を維持できたかの3点に焦点をあててみてみよう。これらの点は前述のように第1次近衛内閣の基本方針として発表された、いわゆる「財政経済3原則」の目標そのものであったからである。

イ、生産の動向

まず鉱工業の生産状況についてみると、昭和16年までの5年間に生産は44%増大したが、それ以前の5年間の伸び率64%増に比較すると、かなり低い。とくに昭和15年以降は明らかに停滞局面に入っていた。もっとも、物資別の生産動向には著しい格差があり、概していえば軍需物資である重化学工業品の伸びが非常に高いのに対し、民需物資としての性格が強い軽工業品の生産は急速に減退した（表1-15）。わが国が戦争経済に入ってから民需に対する圧迫がいかに大きかったか、したがってまた民需物資の統制がいかに必要であったか、その実情の一端をここにもうかがうことができよう。

他方、軍需に関連した鉱工業生産も必ずしも順調に拡大したわけではない。例

表1-15 鉱工業生産指數

(昭和35年平均=100)

昭和年	産業総合	鉱工業	(参考) 主要業種別				
			前年比(%)	鉄鋼業	機械工業	食料品工業	繊維工業
6 (A)	19.7	20.5	- 9.7	8.1	7.2	48.5	48.2
11 (B)	32.3	33.7	+12.7	21.9	11.4	58.8	74.9
12	37.7	39.5	+17.2	25.3	15.3	64.3	85.3
13	39.0	40.7	+ 3.0	29.0	16.8	65.2	70.4
14	43.0	45.0	+10.6	31.1	20.6	66.8	70.4
15	44.9	47.1	+ 4.7	32.4	25.0	58.0	63.7
16 (C)	46.5	48.6	+ 3.2	33.4	28.8	50.2	51.5
B/A(倍)	1.64	1.64	—	2.70	1.58	1.21	1.55
C/B(倍)	1.44	1.44	—	1.53	2.53	0.85	0.69

(注) 1. 本表生産指數は通商産業省「昭和35年基準鉱工業指數総覧」による。

2. 産業総合は公益事業（電力およびガス）と鉱工業との総合。

(出所) 前掲『明治以降本邦主要經濟統計』。

えば石炭の年間出炭高は昭和15年ごろまでは比較的順調な伸びを続けていたが、それ以後はむしろ減少傾向を示すようになり、鉄鋼生産はこれより早く昭和14年ごろから停滞気味になっている。非鉄金属・化学工業製品の中にも昭和14年～15年ごろを生産のピークとして、以後下降線をたどったものが少なくない。⁽²⁰⁾

このようにして鉱工業生産は政府の生産計画を達成できなかったケースが多くなった。さらに昭和15年～16年ごろになると、資材入手難から軍需産業ですら生産計画そのものを縮小しなければならないというケースも少なくなかった。他方軍事費予算はしだいに膨張していたから、軍需物資の面でも需要と供給とをバランスさせることは困難な状況となっていた。したがって軍需物資の不足を是正するためには、まず輸入を拡大させる必要があったが、これにもわが国の輸入力、相手国の対日政策の関係から厳しい制約があった。こうしてわが国の鉱工業生産は、太平洋戦争勃発前にすでに厳しい事態に陥っていたといふことができる。

ロ、国際収支と輸入力

日中戦争勃発以後、わが国の国際収支の状況は大きく変化した。IMF方式による国際収支統計によると、昭和11年まで黒字であった経常収支は昭和12年以降大幅赤字を示すようになった。その原因についてみると、昭和12年の場合は貿易収支の大幅赤字が主因であったが、昭和13年～15年においては貿易収支は黒字で、経常収支赤字の原因は専ら中国大陸における軍事行動に伴う支出によって貿易外収支が大きく赤字となったことにあった（表1-16）。資源の乏しいわが国

表 1-16 国際収支の状況（IMF方式）

(単位：百万円)

昭和年	経常収支	貿易収支	貿易外収支	移転収支	長期資本 取 支	短期資本収支 誤 差 脱 漏	総合収支
11	102	△ 111		128	86	△ 269	△ 27
12	△ 654	△ 620	△ 119		85	△ 565	352 △ 867
13	△ 737		61	△ 870	73	△ 41	97 △ 681
14	△ 171		806	△ 1,042	65	△ 1,148	636 △ 683
15	△ 539		251	△ 896	106	△ 1,300	1,487 △ 353
16	△ 1,503	△ 160		△ 1,488	146	△ 1,445	2,775 △ 172

(注) 1. 本表は台湾・朝鮮・その他植民地を含む。

2. △印は支払超。

(出所) 前掲『貿易と国際収支』236～237ページにより作成。

が前述のように重要国策として生産を拡大しようとすれば、まず原材料の輸入を増やさなければならなかったが、当時のわが国の国際収支は、以上のような厳しい状況に置かれていたのである。

そうした全般的な国際収支の状況のほかに、わが国の輸入を制約する、いくつもの要因があったことも見落とすことができない。それは主としてわが国の貿易構造に関するものであった。当時のわが国貿易構造を一口で図式化するならば、軽工業品を輸出し、工業原材料や機械を輸入するというパターンであった。さらに大雑把な言い方をすれば軽工業品の輸出市場はアジア地域であり、工業原材料や機械の輸入についてはアジア以外の地域に対する依存度が高かった。当時、満州・華北は、わが国との取引を円で決済できる「円ブロック」を形成していたが、上記の貿易構造からも分かるように、対円ブロック貿易では年々相当な黒字を計上していた。反面、円ブロック以外の、いわゆる「第三国」貿易では大幅な逆調であった⁽²²⁾（表1-17）。しかも円ブロックに対する輸出の伸長は、第三国からの輸入増大を招くという関係にあったから、わが国が軍需生産のために必要な輸入を確保するためには、第三国向け輸出を伸ばす一方、円ブロック向け輸出を抑えなければならないかった。

表 1-17 円ブロック・第三国別の貿易収支

(単位：百万円)

昭和 年	対円ブロック貿易(対満州・華北)			対 第 三 国 貿 易		
	輸 出	輸 入	輸进出口(△)超	輸 出	輸 入	輸进出口(△)超
11	631	410	221	2,166	2,515	△ 349
12	795	469	326	2,522	3,485	△ 963
13	1,234	637	597	1,661	2,198	△ 537
14	1,838	728	1,110	2,091	2,398	△ 307
15	1,867	756	1,111	1,789	2,697	△ 908
16	1,659	855	804	992	2,043	△ 1,051

(注) 本表における両者の輸出入差の合計が、表1-16の貿易収支と一致しないのは、本表では国際収支表における「その他商品」の項目が除外されているためである。

(出所) 前掲『貿易と国際収支』41ページにより作成。

さらに国際収支面で注目されるのは、貿易外経常収支が赤字に転じたほか、昭和14年以降長期資本収支の赤字が急速に拡大したことである。このような国際収支の悪化から、赤字決済のため多額の金輸出が避けられず、本行の正貨準備をも

現送せざるをえない状況となり、本行内部に深刻な危機感が台頭したが、この点については後に詳しく述べることにする。しかも当時、国際情勢の面からもわが国の輸入は制約されていたから、政府はしばしば輸入計画を改訂し、輸入見通しを削減しなければならなかった。

ハ、物価の動向

生産や輸入が以上のような状況にあり、他方国債の本行引受けや軍需融資によって資金が豊富に供給されていたから、必要な物資の需給がバランスしえないのは当然であり、そうした情勢の下で物価の騰貴を抑えようとすれば、統制によって需要を抑制し、あるいは直接、物価を統制する以外に道はなかった。こうしてしだいに経済統制が強化されたが、それにもかかわらず物価は漸騰し、とくに昭和14年9月の歐州大戦勃発以後、物価の高騰はにわかに著しくなった（前掲図1-1）。こうして政府は前述のように、「価格等統制令」による強力な物価抑制策を講じたが、その結果商品の出回り不足、闇相場の横行、買いだめ、売り惜しみといった現象を引き起こした。⁽²⁴⁾

こうしてわが国の戦時インフレーションは、新しい段階に入った。このころから公定価格を基にして作成されていた本行の物価指数（以下「公定物価指数」と

表 1-18 戦時下における実際物価指数と公定物価指数の比較

(昭和11年=100)

昭和 年	卸売物価指数			小売物価指数			(参考) G N P デフ レーター
	実 際 (A)	公 定 (B)	A/B (%)	実 際 (A)	公 定 (B)	A/B (%)	
12	118.9	120.6	98.6	108.6	109.5	99.2	105.8
13	125.8	127.2	98.9	120.3	125.4	95.9	117.3
14	145.4	140.5	103.5	134.8	140.5	95.9	144.2
15	170.7	157.6	108.3	175.0	163.1	107.3	183.7
16	184.2	167.2	110.2	204.1	165.1	123.6	206.7
17	235.9	179.7	131.3	265.6	169.9	156.3	251.0
18	266.5	190.6	139.8	312.3	180.3	173.2	291.3
19	325.0	213.8	152.0	390.0	201.9	193.2	355.8

(出所) 卸売物価・小売物価：森田優三編『物価』（『日本経済の分析』2）春秋社、昭和38年、96ページ。

G N P デフレーター：大川一司ほか『国民所得』（『長期経済統計』1）東洋経済新報社、昭和49年、233ページにより作成。

いう)は、当時の物価の実勢を示すものではなくなった。敗戦間近い昭和19年、本行は横浜工業経営専門学校の森田優三教授の指導の下に、昭和11年を基準とする実際物価指数を推計したが、この指数をみても卸売物価については昭和14年から、小売物価については昭和15年から公定物価指数を上回り、以後実際物価と公定物価の格差は年々拡大している(表1-18)。それは当時の物資不足が招いた必然の結果であった。

以上のような状況から、物価統制の限界がしだいに明白になっていった。このため昭和15年1月発足の米内内閣は、物価抑制の見地からも物資需給の調整や配給機構の整備に力点を置かなければならなかった。さらに同年6月には物価対策審議会の答申に基づいて①財政緊縮のための経費の節減・繰延べ、②購買力抑制のための公債の消化、貯蓄の増強、銀行融資の抑制、増税、③配給機構整備のための企業許可、統制機構の整備、④資材の重点的配給、⑤国民生活の切下げを行うことにした。⁽²⁶⁾このような総合的な物価対策にもかかわらず、物価の騰勢は依然やまなかつた。しかも翌16年7月のフランス領インドシナ南部への進駐によつて、わが国の国際的孤立は決定的なものとなり、重要物資の確保は致命的打撃を受けたのである。

太平洋戦争開戦と日本経済

昭和16年12月8日、わが国はアメリカおよびイギリスに対し宣戦を布告した。当時の日本経済は日中戦争の長期化によってすでに多くの困難に直面していたから、この太平洋戦争への突入は、経済面だけからみても、わが国が重大な事態に陥ったことを意味した。もっとも国民はこうした日本経済の実情について、十分には知らされていなかつたが、事態の急速な展開に対して漠然たる不安を感じていたことは否定できない。開戦直前の昭和16年10月に開かれた部局長支店長会議において、下岡忠一熊本支店長は「流言蜚語は幼稚なるもの多きも其の影響侮り難きものあり、或地方に於ては郵便局の取扱ありて警察権の發動を見たり」と報告している。⁽²⁷⁾流言飛語の内容は預金の払戻制限、預金の国家没収、公債の焼却処分などであったというが、こうした事実は、ごく一部の現象であったとはいえ、

国民の間に不安心理がひそんでいたことを示すものとして注目されよう。

もちろん本行はわが国経済の実情をかなり正確に把握していたはずであるし、アメリカやイギリスの経済力についても十分認識していたと思われる。それだけに対米英戦争への突入により内心少なからぬ衝撃を受けたのではなかろうか。本行は開戦直後、全国各地の支店から、電報や電話で開戦に伴う各地の反応を聴取⁽²⁸⁾している。その結果は各地とも格別の動搖なしということであったが、ただこうした特別の情報収集は、本行がこの対米英戦争をいかに重大な事件としてとらえたか、そしてこの開戦によって金融界・経済界に動搖が生じるのではないかと懸念したことを見ている。

太平洋戦争開戦当初、日本軍は南方各地に急進撃し、昭和17年に入って1月2日にはフィリピンのマニラを占領し、続いて2月15日にはシンガポールを、さらに3月に入ってオランダ領東インドのバタビア、ビルマのラグーン等を占領した。このような連戦連勝の報に国内は興奮し、戦勝気分がおういつした。昭和17年春の部局長支店長会議は、こうした状況のもとで開かれたが、各地支店長は、世上の雰囲気とは異なり、地方経済に多くの難しい問題が生じていることを次々⁽²⁹⁾と報告した。例えば席上、川北禎一札幌支店長は次のように述べている。

初、産業方面より近況を概観せんに鉱礦業、製紙、パルプ、製鋼等の時局産業は、大東亜戦争〔引用者注：太平洋戦争の当時の公式呼称〕勃発以来資材、労力の関係より製品を輸送し得ず、為めに操短を余儀なくせられ生産減退の懸念あり。

石炭は十六年度の生産目標千六百万噸に対し約七十万噸を欠きたるに過ぎざるも、輸送関係にて未曾有のストックを生じ各会社共貯炭の氾濫を來し山元に二月末百七十万噸、三月末二百万噸あり、企画院の輸送強調計画余り期待せられざる所より目下各会社に於て全道五十余ヶ所に貯炭場を建設中に之が資金は大会社は自己資金に依り、小会社は統制会社よりの融資に依り賄ひ居れり。

一方結城総裁も太平洋戦争の前途について極めて厳しい見方をしていた。すなわちこの会議の開会の辞の中で、同総裁は次のように述べているが、その後の事態はまさにこの予想のように推移したのである。⁽³⁰⁾

是から先、大東亜戦争が如何に進展するかは予想し得ない、併し今迄の所から見て、

大東亜共栄圏の輪廓が略々明かになり、戦争も或は第二段階に入つたかと思ふ時期になつたやうである。其処で今迄のやうな戦果を果して今後も収めて行くことが予想せられ得るかどうか、広大な地域に大切な軍事上の拠点を抑へ得たから攻むるには有利になつてゐるが、此の広大な地域を守ることは容易でない、殊に敵方聯合国(資力)其の他却々侮る可からざるものがあるから、寧ろ今後に於て各地が反撃を受け、又内地が空爆を被ることなどもあるらう、今迄の如き楽なものでなく、寧ろ今後に於て非常な困難を生じ、人心の動搖が起つて来るのではなからうか、その様なことがなく済み得れば結構である。

戦時期のわが国経済の推移を国民総支出(昭和9年～11年価格)ベースでみると、その規模は昭和14年がピークで、翌15年に前年比かなりのマイナス(-6.6%)を示した後、敗戦時までほとんど停滞模様で推移した。とくに国民の消費支出は日中戦争勃発の昭和12年がピークで、以後漸減しているのが注目される(表1-19)。日中戦争の中で、国民生活への圧迫はすでにかなり進行しており、太平洋戦争の開戦後間もない昭和17年1月20日から衣料品の点数切符制による配給制度が実施されたのは、その象徴的な事件であった。^(註)鉱工業生産は日中戦争の期間中、なお上昇を続けていたが、太平洋戦争に入るころになると、生産面でのネックが出てきたため、以後停滞を示すようになった。そうした中で生産の努力は、当然軍需物資の供給確保に向けられていたから、民需物資の生産は急速に減少

表1-19 実質粗国民支出

(単位：昭和9年～11年価格、百万円)

昭和年	個人消費	政 府 経常支出	国内固定 資本形成	輸 出 等	輸 入 等 (控除)	粗国民支出	前年比 (%)
11	11,003	2,618	2,468	4,471	4,340	17,148	+ 3.2
12	11,540	4,247	3,109	5,407	4,546	21,307	+24.3
13	11,382	5,491	3,958	4,978	4,661	21,968	+ 3.1
14	10,839	4,688	5,002	5,225	4,672	22,093	+ 0.6
15	9,723	4,896	4,610	5,684	5,474	20,628	- 6.6
16	9,410	6,134	4,607	4,433	4,992	20,908	+ 1.4
17	8,956	6,460	3,901	3,246	3,814	20,820	- 0.4
18	8,469	7,445	4,771	2,910	3,330	21,085	+ 1.3
19	7,006	7,301	4,723	2,310	2,445	20,113	- 4.6

(出所) 前掲『国民所得』214ページにより作成。

し、それが国民生活をいっそう圧迫することになった。

次に、金融財政面に目を転じると、日中戦争期における財政規模の拡大は著しく、また多額の国債消化と軍需生産のための資金を円滑に供給することが本行の中心的役割とされたから、通貨の膨張も大きかった。もちろんこの間過度の通貨膨張を防止しようとする努力もある程度は行われたが、しょせんそれは前述の国債消化と軍需生産のための資金の円滑な供給という枠内での努力であったから、通貨膨張を阻止することはできなかった。本行調査局では、昭和16年当時、インフレーション問題を検討する作業の中で、預金通貨を含めた通貨量の指標と実物面での経済活動の指標との比較表を作成していた（表1-20）。これによると昭和11年ごろまで両者はおむねパラレルに動いていたが、日中戦争に入ってからは両者のバランスが大きく崩れるようになった。そしてこの事実から、この調査局の作業は、「通貨膨脹（物資のそれを上廻る）——物価騰貴、為替下落、株価上昇てふ古典的態様によりインフレーションの進行せる事実を確認するを得べし」と結論していた。⁽³²⁾ 太平洋戦争開戦は日本経済が悪性インフレーションへの道を歩み始めたことを意味するものであった。

表 1-20 通貨量と経済活動の指標

(昭和6年=100)

昭和	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
通貨	92	107	113	118	124	150	189	236	310
物資	104	116	124	126	129	141	143	154	162
小売物価	100	107	109	111	117	128	147	165	191
為替相場	174	194	164	171	169	169	172	189	210
株価	125	180	220	199	225	272	262	279	299

(注) 1. 通貨量指標を作成するために採用したデータは次のとおり。

日本銀行兌換券平均流通高、補助貨残高（月末平均）、朝鮮銀行券発行高（月末平均）、台灣銀行券発行高（月末平均）、日本銀行政府当座預金平均残高、日本銀行一般預金平均残高、全國銀行当座預金残高（月末平均）、振替貯金残高（月末平均）

2. 物資指標を作成するために採用したデータは次のとおり。

鉱工業生産指数、農業生産指数、貨物輸送高、倉庫在庫高、物資取引量、就業労働者数

(出所) 日本銀行調査局「統制經濟下ニ於ケルインフレーションノ發展態様」（前掲『日本金融史資料』昭和編第30巻所収）226ページ、230～231ページ。

太平洋戦争下の日本経済

太平洋戦争の開戦は日中戦争期に拡大しつつあった日本経済の矛盾をいっそう深刻化するものであったから、政府はこれを契機に、戦時経済統制を飛躍的に強化せざるをえなくなった。まず太平洋戦争開戦を前にした昭和16年8月30日、政府は「重要産業団体令」(勅令第831号)を公布(9月1日施行)した。これは政府の指定する重要産業については、産業ごとに統制団体(統制会と統制組合に分かれる)を設立し、当該産業における生産・配給・その他に関する統制指導、政府の計画に対する参画などを行わせようとするものであった。この場合、統制会は全国的な広がりをもつ産業の統制組織であり、統制組合は地方的基盤をもつ中小企業の組織であった。そして政府はこれにより統制団体の人事・運営について強力な権限を持ち、政府→統制会→統制組合というピラミッド型支配を実現しようとするものであった。⁽³³⁾

他方金融の分野においては、後述のように開戦後間もない昭和17年2月24日「日本銀行法」が公布され、同年5月1日をもって本行の改組が行われた。これは戦時経済統制に即応する金融の体制を整備するための重要な柱であった。さらにこれと並行して金融統制機構の整備が進められ、その結果昭和17年4月～5月には全国金融統制会、各種業態別統制会が設立され、強力な金融統制が実施された。

限られた生産設備と資源の中で、膨大な軍事消耗を続けていくために、国民生活に対するしわ寄せもますます厳しさを増していく。太平洋戦争開戦前、すでに国民の消費物資は相当窮屈な状況となっていたから、政府は国民の最低生活を維持するという観点から、昭和16年4月1日「生活必需物資統制令」(勅令第362号)を公布施行し、食料品をはじめとする生活必需品の配給統制を行わざるをえなくなっていた。しかしそうした配給統制制度の中でも、消費物資の不足はしだいに深刻化し、たとえば昭和16年には配給米の一部が麦によって代用され、さらに翌17年にはその麦も不足してかんしょ・ばれいしょによる代替がみられるという状況であった。⁽³⁴⁾

緒戦において勝利を収めた日本軍は、開戦後ちょうど半年を経過した昭和17年6月のミッドウェー沖海戦において大きな損害を受けた。さらに8月に入って、

アメリカ軍は南太平洋において反撃に転じたが、このころから日本軍は攻勢から守勢に転じることになった。⁽³⁵⁾ こうした情勢の中で開かれた昭和17年10月の部局長支店長会議において結城総裁は、事態の深刻さを次のように率直に語っている。⁽³⁶⁾

今後の事に付いては楽観すれば出来ない事もない、又非常に樂観し今年中にでも戦争が終ると考へてゐる向がないでもない、然し私共は前途に付いて非常に心配してゐる、容易ならぬものが有る、従つて先の事を考へると仲々じつとしては居れない、日銀こそ此の際色々の関係に於て考へたり施設したりしなければならない、又単に日銀の事だけに捉はれてゐてはならないのである。〔中略〕

御承知の通り此の戦争は消耗戦で互に痛めつけ、他の弱つた所を狙ふと言ふ戦争になつて來た、米国の様な資源あり、資力あり、生産力旺盛な国では仮令その国民の戦意がどうあらうとも恐るべきものと云ふべきである、之に対して日本はどうしても勝ち抜かねばならぬ、最近は戦争の様式も違ひ、私は専門家でないからわからぬが、空中と海中の戦争であらう、其れだから米国などの戦争の準備は飛行機、航空母艦、潜水艦に向けられ、新聞などにも議論されてゐる様に之で日本を叩きつけやうとしてゐる、日本の生産力より見れば殆ど十倍も或はそれ以上の生産力があり、之等が群をしてやつて来るとしたら其れは仲々恐るべきである、どう言ふ風にして来るかは推測を許さないが、必ずひどい目に遇ふに違ひない、其の覚悟で善処しなければならぬ。

つまり結城総裁はこのころすでに最悪の事態を予想していたのである。事実この年の8月から南太平洋ソロモン諸島では激しい戦闘が続けられていた。そして日本軍は多大の犠牲を払ったにもかかわらず、昭和18年2月、ガダルカナル島から撤退せざるをえなかった。以後日本軍は各地の占領地で後退に次ぐ後退を余儀なくされた。また、ガダルカナルにおける戦闘が深刻化しつつあった昭和17年秋ごろから、船舶の消耗が目立つようになった。このことはわが国の船舶不足にいっそう拍車をかけることになり、海上輸送力の著しい低下を招いた。太平洋戦争下の日本経済を維持するうえで、南方資源の確保はほとんど絶対的な意味を持っていたから、この海上輸送力の低下は日本経済の崩壊につながるものであったといわざるをえない。⁽³⁷⁾

こうした状況の中でも戦争を続けていくためには、軍需生産を維持することが至上命令である。昭和17年5月13日、「企業整備令」(勅令第503号)を公布したの

は、重点生産を一段と強化するために、法的強権を背景に事業の休廃止あるいは譲渡・合併等、いわゆる企業整備を強行しようとしたものであった。実際の企業整備は、政府の行政指導という形で行われたが、政府が「企業整備令」という「伝家の宝刀」を持っていましたが、企業整備を促進したことはいうまでもない。こうして軽工業や中小企業は整備の対象となり、重点工場の下請や協力工場となつた。いまやわが国の産業体制は、戦力増強という一点に集中されたのである。⁽³⁸⁾ その結果はいうまでもなく生活物資の不足であった。国民の最低生活を維持するための生活必需物資の配給制度についても、これを円滑に実施することはしだいに困難になっていた。そこに闇取引が行われ、闇価格が発生するのは必然であった。闇価格の実態については、もちろん正確には把握できないが、当時の中央物価統制協力会議の調査を主体として計算されたデータにより、昭和12年10月～12月現在の闇価格を昭和12年6月時点の価格と比較すると、米が10倍強、砂糖は30

表 1-21 公定価格と闇価格の上昇倍率
(昭和12年6月との対比)

(単位:倍)

品 目	昭和12年10月～12月		昭和13年10月～12月	
	公定価格	闇価格	公定価格	闇価格
米	1.3	10.5	1.3	37.0
麦	2.1	5.1	2.2	11.5
小麦粉	1.7	5.8	1.8	27.0
かんしょ	1.0	4.9	1.3	21.0
ばれいしょ	1.6	7.3	2.0	21.5
牛 肉	1.1	4.9	1.3	23.0
豚 肉	1.7	5.8	2.5	26.0
卵	2.1	7.5	2.7	38.0
バタ一	2.4	6.1	4.1	30.0
しょうゆ	1.1	6.0	1.2	30.0
砂 糖	1.4	30.0	1.5	210.0
日本酒	1.8	14.0	2.6	76.0
ビール	2.4	10.8	3.6	32.0
足袋	1.8	5.0	1.8	9.5

(出所) 公定価格：東洋経済新報社『物価総覧』昭和33年版により作成。

闇価格：前掲『物価』104～105ページ。

倍、その他の食品価格もおおむね4倍～6倍であった。これらの公定価格は当時、昭和12年6月に比し、おおむね数割程度、引上げ幅の大きい品目でも、せいぜい2倍強に引き上げられていたにすぎないから、公定価格と闇価格の開きはすでに相当大きくなっていたということができよう(表1-21)。こうして戦時インフレーションはしだいに顕現化したのである。

このようなインフレーションの顕現化は、もちろん物資

の絶対的不足によるものであったことはいうまでもない。しかし当時軍事費の急

増に伴う財政資金散布と、軍需産業に対する信用供与の増大を主因に、通貨が著しく膨張していたことも見逃すことはできない。例えば普通銀行の預金残高は年年2割以上の増加を続けていたし、また日本銀行券流通高の伸びはそれ以上に高く、とくに昭和18年末には前年末比44.0%増という高率を示した（表1-22）。こうした状況について結城総裁は昭和18年4月の部局長支店長会議の席上、これは金融サイドからのコントロールが欠如しているためであるとし、こうした傾向に対し、次のように懸念を表明した。⁽⁴⁰⁾

軍需会社等では資金はどうにでもなる、政府でも陸海軍でも金のことは心配して呉れるから之はどうにでもなると云ふ風に思ふ。従つて出来た金を使ふにしても粗末にする傾向がある。余程経理の上に於て気楽な気分になつて居る。従つて銀行其の他の方面から制約を受けることを嫌ふ。又金融機関の方でも一時は競つて金を使って貰ふやうなこと也有つた。斯様に資金に対する考へが前と余程違つて來た。悪口を云ふ者は以前には金融業者が産業家を押へて居たが現在は其の地位が顛倒したと云ふ。併し資金は資材、労力と同じやうに重要性を持つのであつて其処には軽重はない。だから資金を大切に効果的に使ふと云ふ気持を産業家に持たせる要がある。只今の所ではどうも金を粗末にする者が多い。之は時が経つに従つて会社の経営自体に悪影響を及ぼし

表1-22 戦時期の通貨膨張に関する諸指標

(単位：百万円)

昭和年	銀行券 年末流通高	普通銀行預金 年末残高	財政資金散布超	軍事費支出額	普通銀行貸出 年末残高
12	2,080 (18.5)	12,352 (13.0)	1,759 (19.8)	3,299 (202.9)	7,712 (15.8)
13	2,474 (18.9)	15,073 (22.0)	4,752 (170.2)	5,984 (81.4)	8,716 (13.0)
14	3,393 (37.1)	19,794 (31.3)	5,333 (12.2)	6,495 (8.5)	11,152 (28.0)
15	4,452 (31.2)	24,389 (23.2)	4,685 (△ 12.1)	7,967 (22.7)	13,554 (21.5)
16	5,924 (33.1)	29,406 (20.6)	7,812 (66.7)	12,763 (60.2)	15,143 (11.7)
17	7,070 (19.3)	35,738 (21.5)	9,766 (25.0)	19,162 (50.1)	17,658 (16.6)
18	10,184 (44.0)	43,132 (20.7)	10,748 (10.1)	31,183 (62.7)	22,467 (27.2)
19	17,728 (74.1)	60,963 (41.3)	16,244 (51.1)	76,726 (146.1)	34,797 (54.9)

(注) 1. 軍事費支出額は会計年度ベース。

2. かっこ内は前年比増減(△)率(%)。

(出所) 銀行券：前掲『明治以降本邦主要經濟統計』。

普通銀行預金・貸出：日本銀行統計局『本邦經濟統計』第一部、昭和21年。

財政資金散布超：日本銀行調査局『金融資料要録』。

軍事費：江見康一・塩野谷裕一『財政支出』(『長期經濟統計』7) 東洋經濟新報社、昭和41年、188~189ページ。

又通貨の膨脹を促す原因になつて来る。産業資金の供給に当る金融機関としては関係会社の経理を適正ならしむるやう進んで口を出すやうに努力して行く必要がある。之には日本銀行当局等の指導が大切であらうと私は常に考へて居る。

しかし現実にはそうした傾向を是正するのはなかなか困難であった。とくに昭和19年に入って後述の軍需融資指定金融機関制度が発足すると、その傾向がむしろいっそう助長された。そして結果的にみれば本行もまたこれに対し、効果的な手を打つことができなかった。昭和19年の通貨膨張はまさに破局的なものとなつた。そしてこの年の3月18日、本行総裁は結城豊太郎から第16代、渋沢敬三（前副総裁）に代わった。

表 1-23 石油製品と鋼材の生産状況

○ 石油 製 品 (単位:千キロリットル)

昭和年	揮発油	灯油	軽油	重油	機械油	計
12	573	102	98	562	280	1,795
13	807	93	116	660	253	1,929
14	681	140	137	397	366	1,721
15	588	118	168	336	206	1,415
16	383	150	166	809	309	1,816
17	236	142	123	633	303	1,436
18	291	168	114	812	264	1,648
19	121	104	104	346	143	818
20	38	33	13	55	39	178

○ 鋼 材 (単位:千トン)

昭和年	普通鋼	特殊鋼	鑄 鋼	鍛 鋼	計
12	4,674	155	155	97	5,080
13	4,871	257	231	130	5,489
14	4,641	389	257	151	5,438
15	4,522	337	230	172	5,261
16	4,242	362	262	180	5,046
17	4,122	465	263	201	5,051
18	4,125	739	315	206	5,385
19	2,608	973	317	179	4,076
20	400	216	62	33	711

(注) 一部計算の不突合の箇所があるが、原本のままとした。

(出所) 日本銀行調査局「昭和五年以降に於ける我国主要産業の趨勢」(前掲『日本金融史資料』昭和編第27巻所収)
502ページ、506ページ。

一方前述のように昭和17年秋、日本軍は南太平洋で苦戦を強いられるようになったが、ちょうどそのころヨーロッパの情勢もまた大きな転換点を迎えていた。すなわち1942年(昭和17年)11月になるとアメリカ・イギリス連合軍が北アフリカに上陸し、他方ソ連軍のドイツ軍に対する反攻が開始された。そして翌年9月、イタリアはついに日独伊三国同盟から脱落し、連合軍と休戦協定を締結した。⁽⁴¹⁾ この間日本軍もまた各地で後退を余儀なくされていた。そしてさらに昭和19年7月から8月にかけて中部太平洋のサイパン、テニアン、グアムの諸島を失ったことは、日本本土が直接空襲の圏内に入ったという点で、事態の新しい

展開を意味するものであった。⁽⁴²⁾

当時深刻な事態に陥っていたのは軍事情勢だけではない。「総力戦」といわれた当時の戦争を支える生産力そのものの弱体化がはっきりしてきたのである。前述のようにわが国は民需物資の生産を抑えることによって軍需物資の生産増強に努めていたが、昭和19年に入ると戦時経済を支える重要物資の生産ですら、前年水準を維持できなくなつたものが少なくなかった。例えば昭和19年における石油製品の生産量は前年に比し実に半減という状況であった。同年の鋼材生産量も前年比約24%の減少であった(表1-23)。⁽⁴³⁾ 石炭生産もまた前年を下回った。この間、労力と資材の不足から農業の荒廃も進んでいた。食糧確保について必死の努力が払われた結果、麦や芋類の生産はなんとか維持されたが、米は昭和18年・19年と2年連続の減収(昭和17年1002万トン→昭和19年878万トン)となった。畜産物や水産物の生産も急速に落ち込んでいた。⁽⁴⁴⁾ いまや経済面からみても戦争の継続はしだいに困難になりつつあったといえよう。

敗戦直前の日本経済

こうした深刻な事態の中で、昭和19年7月18日東条内閣は退陣し、同月22日小磯内閣が成立した。小磯内閣のスローガンは「戦争完遂」であったが、その後も戦況は悪化の一途をたどった。昭和19年11月24日、B29爆撃機が東京を空襲し、航空機工場を爆撃した。続いて名古屋・大阪・神戸等の航空機工場も爆撃をうけた。こうした爆撃を契機に航空機工場の地方疎開が始まり、その結果航空機生産が大幅に低下した。昭和20年に入ると、アメリカ軍の本土空襲はいっそう激しくなり、東京はじめ主要都市が大きな被害をうけるようになった。4月1日には沖縄本島がアメリカ軍の上陸によって戦場となった。その直後の4月5日、小磯内閣は総辞職し、同月7日鈴木貫太郎内閣が成立した。⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾

そのころになると、わが国は制海権・制空権を失い、海外からの物資輸送が著しく困難になったため、わが国の資材不足はいっそう深刻になった。例えば原油の輸入は昭和19年に入ると激減し、翌20年になると、全くとだえた。昭和19年末における石油の在庫は、ピーク時(昭和14年末)に比べ原油で約40分の1、精製

品を含めても8分の1にすぎないという状況であった。⁽⁴⁷⁾ 不足したのは資材だけではない。労働力の不足もまた著しかった。このため政府は昭和19年1月勤労動員を強化し、これによって量的には一応労働力を確保したものの、質の低下は覆うべくもなかった。こうして当時最も重視されていた航空機の生産ですら、昭和19年9月をピークに急速に低下した。⁽⁴⁸⁾

昭和20年5月8日、ドイツの無条件降伏が世界に報道され（正式の降伏調印は翌9日）、第2次世界大戦の終局が近づきつつあることはいまや明らかになった。連合国側首脳は昭和20年7月17日からベルリン郊外のポツダムで会談した結果、26日、アメリカ・イギリス・中国3か国共同対日宣言（ポツダム宣言）を発表し、⁽⁴⁹⁾ 日本に降伏を呼びかけた。日本政府は当初この宣言を黙殺する態度をとったが、結局これを受諾し、昭和20年8月15日、太平洋戦争は幕を閉じた。

- (1) 昭和12年6月16日付『東京日日新聞』。
- (2) 前掲『昭和財政史』第3巻、272ページ。
- (3) 賀屋興宣『戦前・戦後八十年』経済往来社、昭和51年、94～97ページ。
- (4) 通商産業省編『商工政策史』第11巻、商工政策史刊行会、昭和39年、134～135ページ。
- (5) 中村隆英・原朗『国家総動員(−)』（「現代史資料」43）みすず書房、昭和45年、資料解説31ページ。
- (6) 商工行政史刊行会『商工行政史』下巻、同会、昭和30年、119～120ページ。
- (7) 昭和13年4月22日公布施行勅令第276号「物価委員会令」。中央物価委員会と地方物価委員会に分かれ、前者は商工省に、後者は道府県ごとに設置された。
- (8) 前掲『商工政策史』第11巻、292～305ページ。
- (9) 前掲「満州事変以後の財政金融史」177ページ。
- (10) 同上、177ページ。
- (11) 日本銀行保有資料『昭和十四年十一月部局長支店長会議関係書類』。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (12) 前掲『商工政策史』第11巻、236～237ページ。
- (13) 同上、238～240ページ、248～250ページ。
- (14) 同上、250～252ページ。
- (15) 同上、313ページ。
- (16) 前掲『日本の経済統制』74ページ。
- (17) 前掲「満州事変以後の財政金融史」116～120ページ。
- (18) 前掲『商工政策史』第11巻、416～420ページ。

(19) 日本銀行保有資料『昭和十五年十月部局長支店長会議関係書類』。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(20) 日本銀行調査局「昭和五年以降に於ける我国主要産業の趨勢」(前掲『日本金融史資料』昭和編第27巻所収) 497~588ページ。

(21) 臨時軍事費特別会計は、事件の終結までを1会計年度としており、一般会計とは違って年度ごとの予算を表示していないが、いま『昭和財政史』に従い、仮に年度別歳出予算の推計を示せば以下のとおり(前掲『昭和財政史』第4巻、昭和34年、92ページ)。

昭和12年度	2,540百万円
13年度	4,850
14年度	4,605
15年度	5,460
16年度	11,673

(22) 前掲『貿易と国際収支』40~41ページ。

もっとも当時貿易外では対円ブロックが大幅な赤字を出していったから、円ブロックの存在は全体的な外貨支払いの面では、やはりわが国の負担を軽くしていたということができる。

(23) 山崎広明「日本戦争経済の崩壊とその特質」(東京大学社会科学研究所編『戦時日本経済』(「ファシズム期の国家と社会」2) 東京大学出版会、昭和54年、所収) 14ページ。

(24) 前掲「満州事変以後の財政金融史」177ページ。

(25) 日本銀行保有資料『調査局参与関係書類』および森田優三編『物価』(「日本経済の分析」2) 春秋社、昭和38年、81~98ページ。なおこの実際物価指数は、実際に取引価格を調査して、それを指数化したものではなく、商品取引額、手形取引額、銀行券流通高といった各種統計資料から推計したものであった。

(26) 前掲「満州事変以後の財政金融史」178ページ。

(27) 日本銀行保有資料『昭和十六年十月部局長支店長会議関係書類』。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(28) 日本銀行「開戦直後ニ於ケル地方状況ニ関スル支店長ヨリノ報告」(前掲『日本金融史資料』昭和編第30巻所収) 236~244ページ。

(29) 日本銀行保有資料『昭和十七年四月部局長支店長会議関係書類』。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(30) 同上。

(31) 前掲「日本銀行調査月報」昭和17年1月(前掲『日本金融史資料』昭和編第9巻、昭和39年、所収) 4ページ。

なお衣料品の点数切符制というのは、衣料品の購入を制限する方法として、各人に点数を表示した衣料購入切符を配布し、一方、小売の衣料品には点数を付し、各人に配布した

点数内での購入のみを認めたもの。

- (32) 日本銀行調査局「統制經濟下ニ於ケルインフレーションノ發展態様」(上掲『日本金融史資料』昭和編第30巻所収) 226ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (33) 前掲『商工政策史』第11巻、465ページ。
- (34) 前掲『日本の經濟統制』147ページ。
- (35) 歴史学研究会編『太平洋戦争Ⅱ』(「太平洋戦争史」5) 青木書店、昭和48年、36~37ページ、40ページ。
- (36) 日本銀行保有資料『昭和十七年十月部局長支店長會議関係書類』。
- (37) 前掲『太平洋戦争Ⅱ』39~48ページ。
- (38) 前掲『商工政策史』第11巻、564~569ページ。
- (39) 前掲『物価』101~107ページ。
- (40) 日本銀行保有資料『昭和十八年四月部局長支店長會議関係書類』。
- (41) 前掲『太平洋戦争Ⅱ』25~26ページ、219~220ページ。
- (42) 同上、248~249ページ。
- (43) 前掲「昭和五年以降に於ける我国主要産業の趨勢」497~498ページ。
- (44) 日本銀行統計局編『明治以降本邦主要經濟統計』同局、昭和41年、109ページ、113ページ。
- (45) 前掲『太平洋戦争Ⅱ』289ページ。
- (46) 同上、305~313ページ、320~321ページ。
- (47) J. B. コーヘン著、大内兵衛訳『戦時戦後の日本經濟』上、岩波書店、昭和25年、199ページ。
- (48) 前掲『太平洋戦争Ⅱ』87~88ページ、122~126ページ。
- (49) 同上、349ページ、351~357ページ。
中国はポツダム会談には出席していなかったが、会談後、蒋介石がこの共同宣言に同意することによってこれに参加し、またソ連は8月8日の対日参戦の時点でこれに加わった。